≪宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機購入費補助金申請の流れ≫

補助金額 =補助対象費用の3分の2(上限1万円)

※購入後30日以内もしくは当該年度1月31日のいずれか早い日までに申請が必要です。

主体	補助金交付申請手順
申請者	1 対象者(補助金申請ができる人)・・・以下の条件に全てあてはまる方・市内にお住まい(住民票がある)で、市税の滞納が無い方・満65歳以上の者又は満65歳以上の者と同一の世帯である方・暴力団関係者でない方
	2 家電量販店等にて、補助対象の電話機を購入 【補助対象の機能】 以下の機能をどちらも備えていること(または迷惑電話番号データベースに登録された情報などにより、自動で判別して着信を拒否または警告表示する機能がある電話機でも可)。 ・相手方に警告音声を発する機能 ・通話中にその内容を自動録音する機能
	3 危機管理課(宇佐市役所本庁舎3階)へ下記の書類を提出 ※通帳(振込先確認のため)をご持参ください。 【提出書類】 ①補助金交付申請書(様式第1号) ②暴力団関係者でない旨の誓約書(様式第2号) ③補助金請求書(様式第4号) ④領収書(レシート可) ※購入者の氏名および購入した電話機の機種名や品番が記載されていること ⑤カタログまたは取扱説明書 ※提出書類は市のホームページからダウンロードして、事前にご記入のうえご持参してもかまいません。
市役所	「宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付決定通知書」を申請者宛てに送付 補助金請求書に記載した指定口座に補助金を振込 ※提出された書類に不備等がなければ、15日以内に行います。

問合せ : 宇佐市役所 危機管理課 交通防犯係 ②27-8112